						等の応急復旧対策を講ずること。			
						イ　災害時等において、衛星地球局等の無線設備により、臨時電話等の設置が可能であること。	○	—	○	—
						ウ　移動体通信基地局と交換局の間の回線に障害が発生した場合等に、無線設備により、臨時に対向の電気通信回線の設定が可能であること。	○	—	○	—
						エ　移動体通信基地局に障害が発生した場合等に、可搬型無線基地局により、臨時の電気通信回線の設定が可能であること。	○	—	○	—
						オ　防災上重要な通信を確保する必要がある拠点をカバーする移動体通信基地局に障害が発生した場合等に、大ゾーン基地局により臨時の大ゾーンエリアの提供又はこれに準ずる措置を講ずることが可能であること。	○	—	—	—
						カ　他の伝送設備の障害時に、通信の疎通が著しく困難となつた場合、予備の設備等により臨時の電気通信回線の設定が可能であること。	○	—	○	—
					⑬　緊急通報の確保	ア　緊急通報を扱う電気通信回線設備事業用ネットワークは、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続できる機能等を有すること。	◎	—	—	—
						イ　緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできる限り緊急通報が利用できるよう適切な措置を講ずること。なお、メンテナンス時にサービス停止が必要な場合はユーザに通知する措置を講ずること。	◎	◎	—	—
					⑭　予備機器等の配備基準の明確化	予備電源の設置又は冗長化などの予備機器等の配備基準の明確化を図ること。	◎	◎	○	○
					⑮　大規模災害対策	ア　三以上の交換設備をループ状に接続する大規模な伝送路設備は、当該伝送路設備により囲まれる地域を横断する伝送路設備の設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備その他の必要な措置を講ずること。	◎＊	—	—	—
	コ　ネットワークの機能を管理・運営するコンピュータから重要な情報が漏えいしないように、電磁波の低減対策、又は電磁環境に配慮した上で漏えい電磁波をマスクする措置を講ずること。	◎＊	◎＊	◎＊	◎＊					
	サ　利用者の識別・確認を要する通信を取り扱う情報通信ネットワークには、正当な利用者の識別・確認を行う機能を設けること。	◎	◎	◎	◎					
	シ　アクセス可能領域及び使用可能な命令の範囲に制限を設ける等のシステムの破壊並びに他人のデータの破壊及び窃取を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎					
	ス　利用者のパスワードの文字列をチェックし、一般的な単語を排除する機能を設けること。	○	○	○	○					
	セ　アクセス失敗回数の基準を設定するとともに、基準値を超えたものについては、履歴を残しておく機能を設けること。	○	○	○	○					
	ソ　保護することが求められる重要な情報については、その情報に対するアクセス要求を記録し、保存する機能を設けること。	○	○	○	○					
	タ　ネットワークへのアクセス履歴の表示あるいは照会が行える機能を設けること。	○	○	○	○					
	チ　一定期間以上パスワードを変更していない利用者に対して注意喚起する機能を設けること。	○	○	○	○					
	ツ　一定期間以上ネットワークを利用していない利用者がネットワークにアクセスする際に、再開の意思を確認する機能を設けること。	○	○	○	○					
	テ　機密度の高い通信には、秘話化又は暗号化の措置を講ずること。	○	○	○	○					
	ト　適切な漏話減衰量の基準を設定すること。	◎	◎	◎＊	◎＊					
	ナ　ネットワークの不正使用を防止する措置を講ずること。	○	○	○	○					
⑾　通信の途絶防止対策	通信の途絶を防止する措置を講ずること。	◎＊	—	◎＊	—					
⑿　応急復旧対策	ア　重要な伝送路設備には、応急復旧用ケーブルの配備	◎	—	◎＊	—					